



秋田青色申告会 事務局だより！

平成30年12月1日号

発行
秋田青色申告会
秋田市大町3丁目2番44号
協働大町ビル3階
電話 018-893-4115
FAX 018-893-4116
E-mail aoshin-akita@estate.ocn.ne.jp
URL aoshin-akita.com

祝30年度納税表彰

平成30年度の納税表彰では、秋田南青色申告会連合会傘下の秋田南小売酒販青色申告会の会員より2名の方が受賞されました。長年にわたる申告納税制度の普及発展、青色申告会活動へのご功績を讃え、心よりお祝い申し上げます。

秋田南税務署長表彰

秋田南小売酒販組合
理事 高橋 剛 殿
監事 渡部 孝毅 殿



第三回「税をテーマにした川柳」コンテスト表彰式

秋田南青色申告会連合会主催の「税をテーマにした川柳」コンテスト表彰式が去る11月20日協働大町ビルで行われました。秋田青色申告会からは4名の応募句が入賞しました。



*詳しくは、ホームページ上で掲載しています。又、広報みなみ新年号でも詳しく紹介する予定です。

★配偶者控除・配偶者特別控除は控除範囲が拡充されました。

改正により配偶者特別控除が、配偶者の年収（給与収入）150万円までは、受けられることになりました。（3万円から38万円の間の配偶者控除38万円は変更なし。）

但し、配偶者の収入に対する所得税・住民税の課税や社会保険は従来通りです。

*パート等の年収が96万5千円を超えると住民税（市県民税）が課税され、103万円を超えると所得税がかかります。（秋田市）

★専従者・従業員の年末調整について

納税額が0円の場合でも源泉税納付書の提出および各市町村へ給与支払報告書の提出が必要です。

納付期限
毎月納付の方

1月10日（木）
1月21日（月）
納期の特例の方（半年毎）

★準確定申告と相続税

年の途中で自営業者や個人事業主が死亡した場合は、相続人が相続開始から4か月以内所得税の準確定申告を行わなければなりません。（翌年の3月15日ではありません）

その年の1月1日から死亡日までの納税分について、税額を計算して申告、納税することを準確定申告といえます。

この申告をしないと加算税や延滞税が課されてしまいますので注意しましょう。

又、相続する遺産の総額が基礎控除を超えている場合には、相続税を支払う必要があります。相続税の申告と納付の期限は相続開始後10か月以内です。

★軽減税率対応策はお済ですか？

軽減税率とは、「複数税率」のことで、消費税率が10%に引き上げられた場合、特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めることをいいます。商品の税率が8%と10%の複数になることで、事業者は税率ごとに商品に分けて管理する必要があると異なります。税率を扱う事業主にとって、レジスタの買い替えや販売管理システムの改修などが必要なお知らせがあります。

★軽減税率対策補助金

消費税率軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

*詳しくは同封の「よくわかる軽減税率制度」をお読みください。

e-Tax利用の簡便化について

今回の簡便化により、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の2つの方式が用意され、自由に選択できます。それぞれの利用方法は次のようになります。

マイナンバーカード方式

- 事前準備
①マイナンバーカードを取得する
- 申告時
①申告等データを作成
②ICカードリーダーライタを用意
③マイナンバーカードで電子署名・送信する

ID・パスワード方式

- 事前準備
①ID・パスワードの開始届出書を提出する
②税務署で職員が本人確認
③ID・パスワードを受領する
- 申告時
①申告等データを作成する
②ID・パスワードを利用して送信

告知版

★会員交流忘年会

開催日時 12月7日（月）
午後6時

場所 協働大町ビル

詳しくは折り込みチラシで！

★秋田県最低賃金

●秋田県最低賃金は、平成30年10月1日から昨年より24円アップ！

★秋田青色申告会のホームページを活用して下さい

秋田青色申告会のホームページができてから2年が経過しました。お配りしている「事務局だより」やいろいろな情報を発信しています。会員の紹介コーナーも無料で作成してご利用下さい。是非事業所広告にご利用下さい。

税務個別相談会

12月19日（水）午前・午後
協働大町ビル3階 会議室
相談希望の方は事前に予約してください

記帳個別相談をご利用ください。

12月12日（水）記帳個別相談会
12月19日（水）記帳個別相談会
12月26日（水）記帳個別相談会

1月の記帳相談も「毎週水曜日」

◆小規模企業共済 節税しながら退職金積立

★掛け金の全額を「所得控除」として税金計算のときに毎年差し引くことができます。

《事務局からお知らせです》
★事務局は12月29日（土）1月6日（日）迄お休みです。
1月7日（月）から通常通りです。
★青色申告会員必携31年版は、広報みなみ新年号と一緒に送付致します。